

## 第2回農業委員会総会(令和2年5月20日)

事務局 (矢村 浩一)

皆さんおはようございます。定刻より少し前ですが、全員お揃いのようなので、始めてまいりたいと思います。

只今の出席委員は12名ということで定足数に達しておりますので、令和2年度第2回農業委員会総会を開催致します。

まず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 (今 耕一)

皆さんおはようございます。毎日のコロナ対策でたいへんな思いをしている方も多いかと思います。また、5月の連休をみると、静かな連休であったかなと感じられ、農作業にも汗を流せるような環境であったのではないかと思います。新聞等で農業の事情を読みますと、農業を持続可能な産業にするためという記事が載っておりました。「最も強い者が生き残るのではなく、また最も賢い人が生き延びるのでもなく、生き延びることは変化できる者が残るのである」ということで、これが一つのコロナの現れなのかなと思います。

これから人・農地プランも進めることですので、皆様方にも時代の変化に伴う環境づくりをしていただきたいなと思います。

本日第2回の総会、議案案件も少ないようにございますが、スピーディーに進めてまいりますので、皆様のご協力をいただきながらスピード感をもって終わらせたいと思います。宜しく願い致します。

以上です。

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

( 憲 章 朗 読 )

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。

今日もコロナ対策と致しまして、簡略化した形で進めて参りたいと思います。

ここからの進行につきましては、今会長をお願いしたいと思います。

議長 (今 耕一)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

3番・和知伸子委員、4番・大島和明委員の2名をご指名致します。

それでは、議事に入る前に事務局から説明をお願い致します。

事務局 (赤羽根 泰啓)

本日お手元に、追加議案ということで「農地利用の最適化推進委員候補者の決定について」をを  
お配りしてございますので宜しくお願い致します。以上です。

—議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (今 耕一)

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について」は1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の薄井正志委員、  
調査のご報告をお願い致します。

10 (薄井 正志)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について(30a以下)」番号1について説明致します。

(申請人)高久丙〇〇 Aさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

農地区分:第1種

転用の事由:孫の住宅を建築するにあたり、周囲の土地を調査した結果、平成××年に建築した納屋が宅地を越境して建っていたことが判明したため。(顛末書添付)

転用の概要:納屋用地 ××㎡

資金計画:建築費 ××円 土地造成費 ××円

調査の結果、申請人は平成××年に以前から倉が建っていた場所に納屋を建築した際、宅地から当該申請農地へ越境して建築し、また納屋の出入口としても当該農地を利用するなど無断転用していたことが判明致しました。既に納屋及び出入口用地として利用されており、申請に応じるもやむを得ないと思われま。なお、本件の無断転用発覚は、この後に第5条申請のある、Bさんの分家住宅建設用地の転用申請のための周囲調査をした結果判明し、顛末書が添付されております。

なお5月15日、調査第2班、大島和明委員、和知伸子委員、及び事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の大島和明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

4 (大島 和明)

去る5月15日、第2班にて現地調査を行いました結果、担当委員の意見の通りでございます、なんら付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)の1番について許可することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

4ページをお開き下さい。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番から4番の4件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の和知伸子委員、調査のご報告をお願い致します。

3 (和知 伸子)

議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(賃貸人) 梁瀬〇〇 Cさん

(賃借人) 宇都宮市〇〇 Dさん

二人は親子であります。

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分: 第2種

転用の事由: 申請人は現在、宇都宮市の賃貸住宅に居住してうるが、手狭になったため自己用住宅を建築したい。将来的な両親との生活を考慮し当該申請地を選定。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地 ××㎡

資金計画:建物工事費××円、外構造成工事××円、諸経費××円  
計××円

借入金××円、自己資金××円  
計××円

調査の結果ですが、申請人は現在宇都宮市内の賃貸住宅事に居住しておりますが、現在の賃貸住宅では手狭になり自己用住宅の建築の計画を致しました。子育ての環境や将来的な両親との生活を考え、実家である申請地を借り受けて住宅を建築したいということであり、やむを得ない申請であると思われれます。事業計画書、資金計画書も添付されており、周辺農地の被害防除対策も万全を期すということで、申請内容に従って住宅の建築を行うことは間違いないと思って見て参りました。

なお5月15日、第2班、大島和明委員、薄井正志委員、事務局の現地確認も行われております。  
以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の薄井正志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (薄井 正志)

担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番についてご審議願います。

担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願いします。

10 (薄井 正志)

議案第2号番号2について報告致します。

(賃貸人)高久丙〇〇 Aさん

(賃借人)那須塩原市〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第1種

転用の事由:申請人は現在、那須塩原市のアパートに居住しているが、手狭になったため自己用住宅を建築したい。後継者として実家に戻ることから祖父の所有する土地を選定。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地 ××㎡

資金計画:建築費××円、土地造成費××円、計××円 全額借入金

調査の結果ですが、申請人は現在妻と子三人で那須塩原市のアパートで生活しております。子供が生まれた事から後継者として実家に戻る計画であります。しかしながら実家は祖父母、両親、妹がおり十分な居住空間が無いため、隣接地に分家住宅を建設したいとのことです。他の候補地も検討しましたが、実家の近隣で建築基準法の接道もあり、概ね××㎡の土地の確保をしたいことから今回の申請地を選定致しました。本件申請により他の土地の農業上の利用に影響がないということから、申請に応じるもやむを得ないと思われま。

なお5月15日、第2班、大島和明委員、薄井正志委員、和知伸子委員、事務局の現地確認も行われております。

以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の大島和明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

4 (大島 和明)

5月15日に現地調査を致しました。担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)  
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)  
質問なしの声がございますのでお諮り致します。  
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)  
異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。  
次に3番についてご審議願います。  
担当委員の井上一雄委員、調査の報告をお願いします。

6 (井上 一雄)  
議案第2号3番について説明致します。

(譲渡人)高久甲〇〇 Fさん

(譲受人)那須塩原市〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:申請人は現在、那須塩原市のアパートに居住しているが、手狭になったため自己用住宅を建築したい。子育てや将来のことを考え実家の隣接地を選定。

贈与による所有権移転

転用の概要:一般住宅用地 ××m<sup>2</sup>

資金計画:建築費××円、土地造成費××円、計××円 全額借入金

総合意見としまして、譲受人であるGさんは那須塩原市内のアパートに妻と子の三人で生活しております。子供の成長に伴いアパートの部屋数では手狭になった為、子育ての将来の事をふまえて実家の隣接に自宅を新築したいということです。当該申請地は父親の実家の叔父の所有する土地であり、住宅建築について相談したところ、申請地を譲ってもらえることになりました。地目は農地であった為申請したものであります。周辺の状況につきましては東が畑、西は道路、南は雑種地、北は宅地であり農地等への広がりもなく支障はありません。このことから住宅として農地転用はやむを得ないと思います。那須塩原市から那須町へ転入は人口につながる好ましい案件だと思われま。

なお5月15日、第2班大島和明委員、薄井正志委員、和知伸子委員、事務局の現地確認も行われております。

以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

次に4番についてご審議願います。

担当委員の林武信委員、調査の報告をお願いします。

7 (林 武信)

議案第2号番号4について調査の報告を致します。



(譲渡人)豊原丙〇〇 Hさん

(譲受人)群馬県〇〇 I株式会社 代表取締役 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:今後農地として利用する計画がないため、太陽発電設備を設置することにより土地を活用したい。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:太陽光発電設備用地 ××㎡

資金計画:用地取得費××円、パネル設置等××円、  
フェンス・造成代××円、  
諸経費××円、消費税××円、値引き△××円 計××円  
全額自己資金

調査の結果ご報告致します。申請地は以前桑畑でありましたが、離農後面積も小さく土地の形も悪いことから借り手もなく、不耕作地となり××年余り放置され、現在は桑の木も大きくなり、他の雑木も生え非農地化している状況であります。譲受人が当該地を購入の上、太陽光発電所を建設する計画で、K株式会社との接続契約も締結され、十分な資金の残高証明と発電収支計画書も添付されており計画の実行は間違いのないと思われま。景観条例等町との協議も行われており、隣接地への影響もなく、土地の有効利用が図られ、この案件はやむを得ない申請と思われま。

なお5月15日、第2班、大島和明委員、薄井正志委員、和知伸子委員、及び事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の薄井正志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (薄井 正志)

担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

11 (白井 英雄)

一つお聞きしたいのですが、資金計画のなかで、だいぶ大きな値引きがされているようなのですが、内容がわかりましたら教えていただきたいと思ひます。

7 (林 武信)

私もその点につきましては疑問に思い、事務局を通して問い合わせをしました。太陽光発電モジュール等の資材の納入先にLという会社がございますが、そこからの当初の見積もりが高価でした。それでこれではとても事業が遂行できないということで、値引き交渉した結果、これだけの値引きがなされたということです。以上です。

11 (白井 英雄)

内容的にはわかりましたが、あってないような値段ということでしょうか。

7 (林 武信)

事務局の方で直接確認したので、補足があればお願いします。

事務局 (赤羽根 泰啓)

当初の価格はメーカーの希望価格ということであがっていきまして、先程ありました現実的に近い事業での金額というところの値引きになったということです。

7 (林 武信)

参考までですが、収支計画書によれば、××年目くらいから黒字を見込めるということです。

議長 (今 耕一)

他に質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

7ページをお開き下さい。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番から2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員は、私でありますので私のほうから調査の報告を致します。

12 (今 耕一)

議案第3号1番について、調査報告を致します。

(賃貸人)高久丙〇〇 Mさん[高久丙〇〇 〇〇]

高久丙〇〇 Nさん

高久丙〇〇 Oさん

高久丙〇〇 Pさん

高久丙〇〇 Qさん

高久丙〇〇 Rさん

高久丙〇〇 Sさん

(賃借人)東京都〇〇

T合同会社 職務執行者 Uさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません。

農地区分:第1種

転用の事由:申請人は太陽光発電施設の設置、開発等の総合的サポートを業として行っており、今回太陽光発電施設の新設工事を行うに当たり、工事期間中に設置箇所に進入するための仮設道路が必要となったため。

賃借権の設定(一時転用) 期間:許可の日から××年間 用地賃借費(総額) ××円

転用の概要:工事中仮設道路 ××m<sup>2</sup>

建設業費 ××円 土地賃借料 ××円 農地復元費用 ××円  
諸経費 ××円 合計 ××円

総合意見でございますが、申請地は3月の総会で進入路としての許可を受けたが、太陽光発電所の新設にあたり防災工事を先行して着手の必要があり、調整池設置箇所に直接進入できる仮設道路の申請です。9ページに図面が載っておりますのでご覧ください。幅××m、長さ××m、3カ所の待機場ともに総面積××m<sup>2</sup>でございます。敷き鉄板で設置を行い、周辺農地への影響もなく、7人の同意また賃借権の設定者の同意、資金計画もなされ、一時転用は問題ないと見て参りました。

なお5月15日、大島和明委員、薄井正志委員、和知伸子委員、事務局の現地調査も行われた事を報告して終了とさせていただきます。

議長 (今 耕一)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (和知 伸子)

担当委員の意見に賛同致します。補足説明はございません。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取致します。

次に2番について、担当委員の、薄井 正志委員より調査の報告をお願いします。

10 (薄井 正志)

議案第3号2番について、調査報告を致します。

(貸人) 寺子丙〇〇 Vさん  
[高久丙〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇]

(借人) 宇都宮市〇〇 栃木県W公社 理事長 Xさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません。

農地区分:第1種

転用の事由:大田原・那須地区畜産担い手育成総合整備事業により牛舎を建設するため。また、既存の牛舎等に係る番地について転用申請が必要なため。(始末書添付)

使用賃借権の設定 期間:許可の日から××ヶ月間

転用の概要:牛舎及び堆肥舎、農業用倉庫 ××㎡

(新規施設)牛舎建築費 ××円 造成費 ××円 合計 ××円

(既存施設)建築費 ××円 造成費 ××円 諸経費 ××円  
合計 ××円

当該事業は国費××%、県費××%、残額を公社(全額自己資金)が負担する。(新規施設分)

国補助金 ××円 県補助金 ××円 公社自己資金 ××円  
合計 ××円

既存施設分は支払済み

調査の報告ですが、本件は畜産担い手育成総合整備事業により、牛舎を建設するための転用申請です。国庫××%、県××%の補助金を事業主体である栃木県農業振興公社が受け補助残金を公社が負担し施行、事業完了後 事業参加者である高久氏に公社が負担した金額で譲渡するものです。

現在V氏は肉牛約××頭規模の畜産経営を行っております。近年飼育頭数の増加に対し、既存牛舎の収容力不足ならびに建物の老朽化が懸念材料となっております。本事業での新しい牛舎の建設により、飼育頭数の増加ならびに利便性の向上を図り、今後ますます経営規模拡大を目指しております。

建物建設による周辺農地への影響もなく、好ましい申請と思われれます。なお申請地には既存の牛舎、堆肥舎、倉庫が建っており始末書が添付されております。

5月15日、第2班、大島和明雄委員、和知伸子委員、事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の大島和明雄委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

4 (大島 和明)

担当委員の調査報告通りでございます。付け加える事はありません。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の2番」について、許可相当とする事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め2番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第4号「非農地証明願」についてを議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

10ページをお開き下さい。  
議案第4号につきましては、「非農地証明願について」1番の1件でございます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。  
「非農地証明願」の1番について、担当委員の松浦一雄委員、調査の報告をお願い致します。

5 (松浦 一雄)

議案第4号1番について、調査報告を致します。

(願出人) 寄居〇〇 Yさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者: Yさん

利用状況: ××年以上前から山林化し、現在に至る。

総合意見としまして、寝返り地は××年以上前に杉、桧を植林されており、現在は杉の木が約××cmくらいに成長しております。間伐もしてあり、よく手入れがされております。また地元自治会長の土地の証明も添付されており、まさしく非農地として見て参りました。

なお5月15日第2班、大島和明委員、薄井正志委員、和知伸子委員、事務局の現地調査もいただいております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員の薄井正志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (薄井 正志)

担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

### 一議案第5号 農用地利用集積計画の要請について一

議長 (今 耕一)

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から6番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (矢村 浩一)

12ページをお開き下さい。

議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番～6番までの6件について、一括説明を致します。



1番

設定者:Zさん

被設定者:aさん

土地の所在:豊原丙 合計××筆

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和××年××月××日～令和××年××月××日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

2番

設定者:栃木県W公社 理事長 Xさん

被設定者:bさん

土地の所在:高久甲 ○○

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価: ××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

3番

設定者:cさん

被設定者:栃木県W公社 理事長 Xさん

土地の所在:寺子乙 ××筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価: ××円 設定者が指定する金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。

4番

設定者:Zさん

被設定者:栃木県W公社 理事長 Xさん

土地の所在:豊原丙〇〇

地目:畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価: ××円 設定者が指定する金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。

5番

設定者:dさん

被設定者:栃木県W公社 理事長 Xさん

土地の所在:伊王野 合計××筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価: ××円 設定者が指定する金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。

6番

設定者:eさん

被設定者:栃木県W公社 理事長 Xさん

土地の所在:漆塚 ○○

地目:田

面積:合計××㎡

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価: ××円 設定者が指定する金融機関の口座に振り込みにより支払うものとする。

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長 (今 耕一)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番から6番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

—追加議案第1号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について—

議長 (今 耕一)

次に、追加議案第1号「農地利用の最適化推進委員候補者の決定」について議題と致します。  
まず事務局から説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは、本日提出させて頂いた追加議案書をご覧いただきたいと思います。

追加議案書の2ページをお開きください。

追加議案第1号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」という事でございまして、まず議案を朗読させていただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律17条第1項の規定に基づき別紙の通り那須町農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を決定する。令和2年5月20日那須町農業委員会。

ということでございまして、農地利用最適化推進委員につきましては農業委員会が委嘱することになっております。推進委員の募集につきましては、農業委員同様、本年の3月2日から4月17日の間推薦又は一般応募という形で募集をしていたところでございます。

募集した結果、30区域各1名ずつ合計30名の応募がありました。個人推薦4名、団体推薦25名、一般応募1名という形であがってまいりました。そちらの方々につきましては、別紙に1番から30番まで名簿を付けさせていただいております。こちらの方々について農地利用最適化推進委員として委嘱すべきものかどうか、皆様にお諮りさせていただきたいと考えております。

推進委員につきましては農業委員会が委嘱する形になりますが、

推進委員につきましては、農業委員会が委嘱する形になりますが、現農業委員会で決定をしていただき、次期農業委員会が委嘱するという形になります。7月20日予定です。

尚、この30名の方々は農地利用最適化推進委員の欠格事項には該当がないことから、推進委員候補者としての資格を有してございます。

それも踏まえてご審議のほうをいただきたいと思います。宜しくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、皆様からはご意見ご質問等をいただきたいと思います。  
何かご質問等ございませんか。

9 (益子 政一)

参考までに、再任される方と新しくなる方を教えていただけますか。

事務局 (赤羽根 泰啓)

再任される方は12名いらっしゃいます。その他18名につきましては新規の方です。

議長 (今 耕一)

他に質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

追加議案第1号「農地利用の最適化推進委員候補者の決定」については、原案通り決定することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、追加議案第1号につきましては、原案通り決定致します。

これもちまして、全議案の審議が終了致しました。

令和2年度第2回農業委員会総会を閉会します。